旅行雑誌を活用した熊本県の認知度向上及びブランド価値強化業務委託仕様書

１　委託業務名

旅行雑誌を活用した熊本県の認知度向上及びブランド価値強化業務

２　委託目的

高い発信力と特定の読者層を持つ旅行雑誌を活用し、知事自らが本県の魅力を語るインタビュー記事及び観光特集を掲載することで、首都圏をはじめとする全国の読者に対し、本県の認知度向上とブランド価値の強化を図ることを目的とする。

特に、知事のビジョンを通じた本県の取組の発信に加え、旬の観光情報、食の魅力等を一体的に発信することにより、新たな熊本ファンの獲得、ひいては本県への観光誘客の促進及び県産品の消費拡大、交流人口・関係人口の創出につなげる。

３　業務概要

（１）実施時期（雑誌掲載号）

令和８年度中の発刊で効果的な時期を受託者が提案し、県と協議の上決定する。

（２）活用媒体

首都圏を中心に全国展開され、本県のターゲット層（旅、食、ライフスタイル等に関心の高い層）に対して強い影響力があり、質の高い編集・制作体制を有する媒体であること。

（３）掲載内容

①知事へのインタビュー記事（本県の政策、将来像、観光の魅力等）

②熊本の観光・物産等の魅力を深堀りする特集記事

③その他、WEB版やSNS等との連動による多角的な情報発信

４　委託業務内容

（１）掲載実施媒体の選定及び確保

（２）知事インタビューの企画・構成・取材日程の調整

（３）記事の取材・撮影・執筆・編集・校正（観光情報等を含む）

（４）誌面デザインの制作および掲載

（５）雑誌付随のWEBメディア等を活用したプロモーション展開

（６）実施効果の測定・報告

（７）その他、本業務の目的達成のために効果的な施策の提案

５　委託上限額

１，１００千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

６　委託期間

契約締結の日から令和９年（２０２７年）２月２６日（金）まで

７　その他留意事項

（１）全　般

ア　原則として、本業務については、熊本県の責に帰する場合を除き、受託者の責任において実施することとする。

イ　受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。

ウ　本業務において、第三者（熊本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を必ず行うこと。

エ　本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務において、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

オ　本仕様書に基づく業務に際し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責めに帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

カ　ＳＮＳ等を使用する際は炎上リスクへの配慮を徹底すること。

キ　その他、企画、運営に当たっては、適宜、熊本県と協議の上、その内容について決定すること。

（２）成果品の提出

実績報告書（＊）を提出すること。また、成果品については、紙（２部）及び電子データ（１部）で提出を行うこと。

なお、その成果物（データ含む）の著作権等は、全て熊本県に帰属するものとし、熊本県が施策の推進に必要なものに使用できることとし、著作者は、著作者人格権を行使しないこととする。

ただし、パブリシティ等上記によりがたいものや著名人、キャラクター等に係る著作権等については、熊本県及び委託事業者と別途協議の上、決定するものとする。

（＊）「実績報告書」には、「４　委託業務内容」に基づいた実績を記載すること。